平成２７年（フ）第２３８号
兵庫県三田市屋敷町６番７号
破産者　岡本　忠大
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３９号
兵庫県三田市屋敷町６番７号
破産者　岡本まり子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７号
神戸市東灘区住吉台２番12―1407号
破産者　ニ・ズリこと　松山　一隆
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３７号
兵庫県姫路市青山西５丁目７番５―526号
青山グランドコーポⅡ
破産者　片岡　賢二
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４３０号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目71番地　ハイツメロディ405、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1367番地２
破産者　構谷　義雄
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３３０号
奈良県大和郡山市新町909番地６
破産者　遠藤　光男
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３３１号
奈良県大和郡山市新町909番地６
破産者　遠藤　貴子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８４号
徳島県徳島市名東町２丁目591番地の１　ハイツサンシャイン201号、旧住所徳島県徳島市一宮町片山14番地の39
破産者　梅本　忠宏
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１９号
福岡県久留米市東合川２丁目10番17―206号
破産者　古賀　恵子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９号
北九州市八幡東区日の出３丁目11番21号
破産者　長濱　美幸
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３２７号
佐賀市鍋島５丁目６番４―611号　医大西県営住宅、前住所佐賀市大和町大字尼寺2856番地２
破産者　寿々亭こと　朴　　正雄（通称小松正雄）
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
北海道網走郡大空町女満別大東168番地
破産者　中尾　亮子
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
青森県五所川原市金木町芦野84番地594
破産者　伊丸岡満仁
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第４００号
盛岡市厨川２丁目17―11―207、住民票上の住所岩手県久慈市山形町戸呂町第９地割14番地２
破産者　久保　良太
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５４０号
千葉県我孫子市青山台２丁目25番８号、開始決定時の住所仙台市青葉区大町２―15―24　亀兵ビル407号室
破産者　高木　　幸
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
仙台市泉区市名坂字原田108番地の１　ガーデン・パサージュ・シユウ103
破産者　田中　利広
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
仙台市青葉区向田21番13号　小野寺アパート101
破産者　大坂　英雄
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
茨城県ひたちなか市大字高場786番地　レトアタウンＣ棟102号、旧住所茨城県日立市森山町１丁目24番６―102号
破産者　石井　道利
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２６号
神奈川県逗子市新宿４丁目16番７号
破産者　佐藤　克昭
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部